

森林政策学 I

森林に関わる法律

日時：平成20年9月20日（土） 10:00～12:00

講師：小林 紀之（日本大学大学院法務研究科教授）

概況



「森林に関わる法律」と題して、様々な事例を織り交ぜながら、ご講義いただきました。

自然に関する権利として「自然享有権」、「自然の権利」がある。自然の権利に関する訴訟としては、1972年のシェラクラブ対モートン事件が有名。現代の環境法と生態系保全では、従来の景観保全重視から生態系の多様性を重視するように変化してきた。「自然・文化環境保全法」の特色は、ゾーニングの手法と地域の実情に応じた柔軟な手法を採用し、住民参加の重要性を示している点である。

自然保護に関する法律には、それぞれ1957年と1972年に制定された「自然公園法」と「自然環境保全法」、2002年に制定された「自然再生推進法」がある。「自然環境保全法」で指定されている保全地域は、原生自然環境保全地域、自然環境保護地域、都道府県自然環境保全地域の3種類に分かれる。原生自然環境保全地域は生態系に影響を及ぼす行為の一切を禁止している。「自然公園法」では景観保護と利用推進を図ることを目的としているが、「自然環境保全法」は自然生態系の保全を目的として自然性の高い地域を保全している点で異なる。立法過程において環境庁と農林水産省、建設省の3者の対立があったため、「自然環境保全法」には自然環境の「利用」と「保護」が相対する矛盾点も数多い。「自然再生推進法」は、科学的な知見や着手後のモニタリングや評価とそれらを事業に反映させることを重視している。

わが国の森林に関する法律には、森林計画、保安林その他森林に関する基本事項を定めて、森林の保続培養と森林再生力の増進を図ることを目的に昭和26年に制

定された「森林法」と森林の有する多面的機能の発揮と林業の持続的かつ健全な発展を目的として2001年に制定された「森林・林業基本法」がある。米国やわが国においていくつかの自然の権利訴訟が行われた。わが国では、オオヒシクイやアマミノクロウサギなどを原告として訴訟が行われたが、自然自体に原告適格を認めるのは困難であるとの判断から棄却されている。自然の権利訴訟において原告適格の拡大などが求められる。